

判決年月日	平成19年3月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成18年（行ケ）第10167号		
○既製コンクリート杭の埋設方法等の発明に係る特許無効審決に対する取消訴訟において、進歩性についての認定判断の論理過程における公知技術及び周知の技術事項の事実認定及び推論に誤りがあるとして、審決を取り消した事例。			

（関連条文）特許法 29 条 2 項

X は、発明の名称を「既製コンクリート杭の埋設方法及び基礎杭の構造並びに既製コンクリート杭」とする特許発明の特許権者であるが、特許異議の申立てがあり、その審決で、訂正請求に係る発明（本件訂正発明）が、引用発明及び周知技術に基づき、当業者が容易に発明できたものであり、本件訂正発明についての特許は、特許法 29 条 2 項に違反してされたものであるから無効にすべきものであるとの審決を受けた。そこで、X は、決定の取消しを求めたところ、本判決は、次のとおり判示して、審決を取り消した。

本件訂正発明 1 の相違点 3 について審決が認定判断した論理過程は、「相違点 3 に係る本件訂正発明 1 の構成である『鉛直荷重が作用した際に、前記突起の下面からせん断力が円錐状に支持地盤に伝搬して、前記円錐状の底面で支持地盤に支持面を形成するように、かつ拡底部の径を D_A から D_C までの値とする（注、ただし書の本件附随事項を含む。）』を、『鉛直荷重が作用した際に、前記突起の下面からせん断力が円錐状に支持地盤に伝搬して、前記円錐状の底面で支持地盤に支持面を形成するように、』（相違点 3 (1)）と、『かつ拡底部の径を D_A から D_C までの値とするように（注、ただし書の本件附随事項を含む。）』（相違点 3 (2)）に分けた上で、まず、甲 3 ないし甲 5 文献から、『鉛直荷重が作用した際にせん断力が錐状に支持地盤に伝播して前記錐状の底面で支持地盤に支持面を形成すること』（本件伝播技術）は周知であるとし、次に、引用発明 1 (1) の段部と拡大部 A'、A'' の関係に着目して、引用発明 1 (1) においても、段付杭 N の各段部の下面からのせん断力が円錐状に拡大部 A'、A'' の下側壁面に伝播しているから、引用発明 1 (1) に、相違点 3 (1) に係る本件訂正発明 1 の構成が開示されているとし、さらに、相違点 3 (2) に係る本件訂正発明 1 の構成は、引用発明 2 に開示又は示唆されているとして、本件伝播技術及び甲 10 公報を考慮して引用発明 1 (1) をみると、相違点 3 に係る本件訂正発明 1 と引用発明 1 (1) とが実質的に同一であるとし、予備的に、本件伝播技術及び甲 10 公報を引用発明 1 (1) に適用することについては何ら阻害要因もなく、相違点 3 に係る本件訂正発明 1 の構成は、当業者が必要に応じて適宜採用し得る設計変更の程度の事柄である」というものであった。

これに対して、本判決は、 については、甲 3 ないし甲 5 文献に記載された杭は、「いずれも摩擦杭であり、軟弱な地層を貫いて硬い層まで到達し、その先端抵抗で支持させる支持杭ではなく、したがって、応力が下方に分散した場合に、これを受ける支持地盤というものは、存在していないものである。そうすると、甲 3 ないし甲 5 文献には、単杭あるいは群杭において、杭鉛直線に対して分散角の範囲内で荷重が分散すること及び鉛直荷重が作用した際に、応力が錐状に伝播することが開示されているとしても、それ以上に、上記応力、特にせん断力が支持地盤に伝播すること、底面で支持地盤に支持面を形成することも開示されていないというべきである。」と、 については、引用発明 1 (1) の「基礎杭上部の上載荷重による応力伝達が良好とな」との記載につき、「掘孔内の先端部のほか、掘孔内の適宜の箇所にも拡大部を設けるとともに、同一の形状をした外形を有する基礎杭を造成することによって、基礎杭とその周囲及び下部の掘孔との間の応力の伝達のことを述べているものであって、芯材である段付杭 N とその周囲の充填物との応力の関係を述べているものではないと理解するのが相当である。」と、 については、引用例 2 には、「杭径 D に対して拡大部の外径を『 $1.5D \sim 4D$ 』の範囲とすることが開示されているにすぎず、段部の外径や、杭 N の最下端面あるいは段部と拡大部 A の底部との距離をどのように定めるかについて、ひいては、相違点 3 (2) に係る本件訂正発明 1 の構成は何らの記載も示唆もない。」と判示し、 及び の点についても同様に誤りであるとした。

本件訂正発明 2 ないし 10 についてもほぼ同様の認定判断をし、審決は取消しを免れないとした。